官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五七）　二
〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁四〇）　二
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働二五五）
○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示（国土交通七九八）
〔その他告示〕
○租税特別措置法第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（財務一八〇）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八五七～八六四）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業七六）
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件（同七七）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（同七八）　五
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境三一）
○道路に関する件（四国地方整備局五一）
○道路に関する件（九州地方整備局七三、七四）　六
○道路に関する件（北海道開発局四六）
○都市公園に関する件（沖縄総合事務局一三）　六
〔国会事項〕
内閣府　宮内庁　七
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
船舶活用医療推進本部公示（船舶活用医療推進本部）　七
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　八
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
国家試験
令和八年司法試験予備試験論文式試験の試験会場（司法試験委員会）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇二）　二
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一〇三）
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　三
会社その他　六

省　令

○経済産業省令第五十七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保安規程） **第四十条**　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、高年齢者である鉱山労働者に対する危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二　（略） 2　（略）	（保安規程） **第四十条**　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第四十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～八十八　略］ ［号を削る。］ 八十九～百十六　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～八十八　同上］ 八十九　森ビル不動産投資顧問株式会社 九十～百十七　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百五十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなし、この告示の適用の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第一号の二（表面）及び様式第二号の二（表面）中「2.7%」を「2.9%」に改める。

様式第六号（裏面）〔注意〕12中「100分の2.5」を「100分の2.7」に、「100分の2.8」を「100分の3.0」に改める。

様式第六号の二(1)（裏面）〔注意〕16、様式第六号の二(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の三(1)（裏面）〔注意〕15、様式第六号の三(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の四(1)（裏面）〔注意〕15及び様式第六号の四(2)（裏面）〔注意〕10中「100分の2.5」を「100分の2.7」に改める。

様式第六号の十二（裏面）〔注意〕13中「40人」を「37.5人」に改める。

○国土交通省告示第七百九十八号

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第二条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年七月一日から適用する。

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（令和六年国土交通省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

型式	期間
ボーイング式777F型	令和７年１月１日から令和８年12月31日まで

改正前

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

型式	期間
ボーイング式737―８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737―8200型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737―９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式767―300F型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777―200LR型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777―300ER型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777F型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787―10型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
エアバス式A320―251N型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
エンブラエル式ERJ190―300型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
エンブラエル式ERJ190―400型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで

その他告示

○財務省告示第百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人の令和八年六月三十日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、日本かつお・まぐろ漁業協同組合が令和八年二月二十七日に農林水産大臣の認定を受け、同年五月七日に農林水産大臣の変更の認定を受けた遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備に関する実施計画（次項第二号において「実施計画」という。）に基づき、一般社団法人大日本水産会（明治四十二年五月十九日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）が国際漁業等再編対策事業費補助金の交付を受けて行う国際漁業再編対策事業を実施することに伴い、一般社団法人大日本水産会から交付された減船漁業者救済費交付金及び不要漁船処理費交付金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補塡金は、次に掲げるものとする。

一　減船漁業者救済費交付金のうち経費補塡金（漁具の処分に係る損失の額及び購入の代価に基づいて算定される部分に限る。）に相当する部分

二　不要漁船処理費交付金のうち実施計画に従って廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、減船漁業者救済費交付金のうち経費補塡金以外の部分に相当する部分及び不要漁船処理費交付金のうち前項第二号に掲げるもの以外の部分に相当する部分とする。

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字松尾一七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北方町曽木字瀬戸谷子九一七の一八、字矢櫃子九五九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字狭上四九一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字浜川七〇二の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町長井字小平方八一三五の二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字横岳三九一三の一、三九一三の二、三九一五の一から三九一五の四まで、三九一六の一から三九一六の四まで、三九一七、三九一八の一、三九三一の一、三九三一の二、三九三二の一、三九三二の二、三九三三の一、三九三三の二、三九三五、三九三七の一、三九三七の三、字元越三九四五、三九八一の二、三九八一の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字向奥二一八九の一、二二二四の五、二二二四の一〇、二二二四の一一、二二二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田五〇六〇、五〇六五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町	令和六年一月一日から令和八年九月三十日まで

		河北郡内灘町
		羽咋郡志賀町
		羽咋郡宝達志水町
		鹿島郡中能登町
		鳳珠郡穴水町
		鳳珠郡能登町

○経済産業省告示第七十七号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第一項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
一般社団法人日本能率協会	東京都港区芝公園三丁目1番22号	令和八年六月十五日
株式会社サステナビリティスタンダードパートナーズ	東京都目黒区下目黒二丁目5番4号三和ビル201	令和八年六月十五日
SGSジャパン株式会社	神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134番地横浜ビジネスパークノースクエアI	令和八年六月十五日

○経済産業省告示第七十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	宮古信用金庫	岩手県宮古市向町二番四十六号
二	銚子信用金庫	千葉県銚子市双葉町五番地の五
三	新井信用金庫	新潟県妙高市栄町二番三号
四	高岡信用金庫	富山県高岡市守山町六十八番地
五	にいかわ信用金庫	富山県魚津市双葉町六番五号
六	金沢信用金庫	石川県金沢市南町一番一号
七	東濃信用金庫	岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一
八	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目六十番地
九	東予信用金庫	愛媛県新居浜市中須賀町一丁目六番三十七号
十	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目四番七十
十一	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町一番八号
十二	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠六百八十七番地
十三	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町二番地の五
十四	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町一番地の十九
十五	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十六	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津二百九十番地
十七	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目八番四十一号
十八	富山県信用組合	富山県富山市大手町三番五号
十九	中央信用組合	大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和八年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

○環境省告示第三十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

環境大臣　石原　宏高

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

令和八年六月三十日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町の区域

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県高岡郡越知町越知字様谷丁二六一五番二から同町越知字五味ノ畝丁二六四一番二	前	七五・五四〜一六一・四〇メートル
	後	七五・五四〜一六一・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
二百二号	糸島市東字スス町三四九番一から同市二丈松国字石橋三七二番一まで

供用開始の期日	令和八年六月三十日
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
十号及び二百十三号	宇佐市大字岩崎字北堤三四一番一から同市大字岩崎字椿二七七番三まで
十号	宇佐市大字岩崎字小柳五二四番二から同市大字岩崎字高〃町二六二番七まで

供用開始の期日	令和八年六月三十日
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間
三百三十四号	北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
供用開始の期日	令和八年六月三十日

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する告示

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

一の1の（一）中「一月一日から十二月三十一日まで（十二月の第一水曜日及びその翌日を除く。）」を「一月一日から十二月三十一日まで。ただし、毎週水曜日（水曜日が休日にあたるときは直後の平日）においては、沖縄美ら海水族館の利用と密接な関連がありインターネット等で公表する区域に限り公開する。」に改める。

一の2の（一）の（イ）中「午前八時から午後七時三十分まで。」を「午前八時から午後六時まで。」に改める。

一の2の（二）の（イ）中「四月一日から六月三十日及び十月一日から十一月三十日まで」を「四月一日から十一月三十日まで」に改める。

一の2の（二）の（ロ）を削り、（ハ）を（ロ）とする。

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月二十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

議決通知

六月二十六日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

議案送付

六月二十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

六月二十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書（長妻昭提出）

報告書受領

六月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

令和七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）

令和七年度第四・四半期における国庫の状況

参議院

議案提出

六月二十六日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

議案送付（予備審査）

六月二十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江外四名発議）

議決通知

六月二十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

六月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問に対する答弁書（第五四号）

参議院議員高良沙哉提出会計年度任用職員に関する質問に対する答弁書（第五五号）

参議院議員高良沙哉提出昭和百年記念式典に関する質問に対する答弁書（第五六号）

法律公布奏上及び通知

六月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

報告書受領

六月二十六日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣府

Dolan Daniel Patrick
令和九年公認会計士試験試験委員に任命する
任期は令和九年十一月三十日までとする（五月一日）

宮内庁

侍従次長　坂根　工博
侍従長別所浩郎海外出張不在中侍従長事務代理を命ずる
（式部副長）式部官　宮澤　保貴
式部官長三上正裕海外出張不在中式部官長事務代理を命ずる
（審議官）内閣府事務官　伊藤　敬
長官官房総務課長長村順也海外出張不在中長官官房総務課長事務取扱を命ずる（以上六月十三日）
侍従次長　坂根　工博
侍従長別所浩郎帰国につき侍従長事務代理を免ずる
（式部副長）式部官　宮澤　保貴
式部官長三上正裕帰国につき式部官長事務代理を免ずる
（審議官）内閣府事務官　伊藤　敬
長官官房総務課長長村順也帰国につき長官官房総務課長事務取扱を免ずる（以上六月二十六日）

叙位・叙勲

○叙位

（筑波大学名誉教授）
従四位に叙する　成合　英樹
従五位に叙する　松尾　幸夫
従五位に叙する　岡田　稔
中山喜美子　水口　正人
正六位に叙する（各通）　齋藤　芳彦
北澤　重光　木村　健治　芝　芳文
土井　清明　中村　隆宣　名取　保幸
柳井　進
従六位に叙する（各通）　森重　勝
後　忠隆　長谷川俊道
正七位に叙する（各通）
岡村　正道
従七位に叙する（以上五月二十一日）
（鳥取大学名誉教授）
正四位に叙する　飯田　宏史
従五位に叙する（各通）　大川　勝定
尾崎　研哉
正六位に叙する（各通）　臼井　弘
井原　初　川上　福美　菅谷　衛一
古澤　清秀　吉田　武徳
従六位に叙する（各通）
（東御市公立学校長）
正七位に叙する（各通）（以上五月二十二日）　近衞　忠煇
従三位に叙する
（島根大学名誉教授）　青木　宣明
正四位に叙する
（国土交通技官）　信太　啓貴
従四位に叙する
正五位に叙する　長島　一仁
従五位に叙する　草壁　功
徳増　正範　星崎　隆一
枠島　和江
正六位に叙する（各通）　倉吉　敬
飯田　寛治　喜多　稔
杉浦　正明　田中　比嘉　栄哲
中村　正利
船迫　薫
従六位に叙する（各通）　菊池　勲
中村　貞夫
正七位に叙する（各通）　林　政靜
従七位に叙する（各通）（以上五月二十三日）　松岡　正
正五位に叙する　田上　斌
従五位に叙する（各通）　尾崎　正夫　金井　繁
保科　徳久　村山　正治
正六位に叙する（各通）　荒川　泰
青木　孝　喜田　千博　小村　幹雄
関　義弘　徳田　壽秋
山口　勝美
従六位に叙する（各通）　小島　休　渡邉　純
従七位に叙する（各通）（以上五月二十四日）　神杉　一彦　三浦　裕
従六位に叙する（各通）（五月二十五日）　向坂　達也
正五位に叙する　佐藤　宣幸　平山　政彦
従六位に叙する（各通）　田川　勝年　寺田　孝則
正七位に叙する（各通）（以上五月二十六日）　伊藤　好晴
（島根県飯南町議会議員）　桑原　幸夫　筒井早智子
従六位に叙する（各通）（五月二十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（五月二十一日）　根岸　義幸
菅原　務　谷口　達郎　冨山　和夫
旭日単光章を授ける（各通）（五月二十二日）　荒木　桂男　山中　昭男
旭日単光章を授ける（各通）（五月二十四日）　神杉　一彦
旭日双光章を授ける　吉岡　烝
旭日単光章を授ける（以上五月二十五日）　栗井　基雄
旭日単光章を授ける（五月二十六日）　伊藤　好晴
（島根県飯南町議会議員）
旭日双光章を授ける　麓　信俊
旭日単光章を授ける（以上五月二十七日）　成合　英樹
（筑波大学名誉教授）　松尾　幸夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　中村　隆宣　中山喜美子　水口　正人
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡村　正道　木村　健治　長谷川俊道
村尾　良一　森重　勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）　宮本　博
瑞宝小綬章を授ける
（東御市公立学校長）　関和　美茂
瑞宝双光章を授ける（各通）　白沢　満雄
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十二日）　金井　健
（島根大学名誉教授）　和田　武彦
瑞宝中綬章を授ける　青木　宣明
（国土交通技官）　井上　勲二
瑞宝小綬章を授ける（各通）　信太　啓貴
杉浦　正明　徳増　正範
中村　正利　長島　一仁
瑞宝双光章を授ける（各通）　田中　稔
小林　昌樹　比嘉　栄哲
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）　田平　嗣人
瑞宝小綬章を授ける（各通）　田上　斌
瑞宝単光章を授ける（各通）　竹内　恒昭
澤田　義延　村山　正治
瑞宝双光章を授ける（各通）　竹森　正美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）　三浦　裕
瑞宝双光章を授ける（五月二十五日）　寺田　孝則
瑞宝双光章を授ける（五月二十六日）

○返上の請願

小森　良泰
勲章返上の請願の件許可された（六月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、セーシェルの独立記念日につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶活用医療推進本部公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示する。

令和八年六月三十日

船舶活用医療推進本部長　高市　早苗

東京都港区赤坂二―四―六　船舶活用医療推進本部事務局内

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月30日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）旧迫川地区

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月26日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）隈戸川地区

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　四号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
奥州市水沢真城字土手根一三四番六から同市水沢真城字中林七一番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年六月三十日

(七) 図面の縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　二百二号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
糸島市東字スス町三四九番一から同市二丈松国字石橋三七二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月一日

(七) 図面の縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国家試験

令和８年司法試験予備試験論文式試験の試験会場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年司法試験予備試験論文式試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

（試験地）

原則全国47都道府県

（試験会場）

法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00288.html）に掲載されている施設

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属番号	図名	摘要
地形図	2万5千分1	令和８年	福島 11—3	安達太良山	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	福島 12—1	三春	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島 13—2	米沢東部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島 15—1	中ノ沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢 11—4	長島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢 13—3	名張	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 3—2	朝宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 7—2	淀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 8—4	大阪東北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 12—2	大阪西北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 1—1	大和白石	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 8—3	梁瀬	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 10—2	内畑	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 11—1	粉河	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 11—4	丸栖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 7—3	余部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 8—1	栃本	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 8—3	村岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 8—4	氷ノ山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 11—1	浜坂	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 12—1	扇ノ山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取 12—2	若桜	〃　〃　〃
〃	〃	〃	徳島 2—2	洲本	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年７月１日

種類	地図情報レベル	実施時期	ファイル名	対応地域 所属	番号	図名	摘要
数値地図25000(土地条件)	25000	令和８年	lc_392705.xml	那覇	16—2	喜屋武岬	
〃	〃	〃	lc_392717.xml	那覇	12—1	久高島	
〃	〃	〃	lc_392727.xml	那覇	11—2	津堅	
〃	〃	〃	lc_392747.xml	那覇	10—2	宮城島	延伸図郭(392840)の刊行のため再刊行。
〃	〃	〃	lc_392757.xml	那覇	10—1	金武	延伸図郭(392850)の刊行のため再刊行。
〃	〃	〃	lc_392840.xml	那覇	10—2	伊計島	392747の東側延伸。lc_392747(宮城島)に含めて刊行。
〃	〃	〃	lc_392850.xml	那覇	10—1	宜野座	392757の東側延伸。lc_392757(金武)に含めて刊行。
〃	〃	〃	lc_463054.xml	開聞岳	6—3	長崎鼻	
〃	〃	〃	lc_492966.xml	長崎	1—4	蔵宿	
〃	〃	〃	lc_493165.xml	大分	5—2	鶴崎	VERSION2での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_493166.xml	大分	1—4	坂ノ市	延伸図郭(493176)の刊行のため再刊行。
〃	〃	〃	lc_493175.xml	大分	5—1	家島	VERSION2での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_493176.xml	大分	1—3	—	493166の北側延伸。lc_493166(坂ノ市)に含めて刊行。
〃	〃	〃	lc_503027.xml	福岡	3—2	伊良原	
〃	〃	〃	lc_503042.xml	福岡	10—4	志賀島	VERSION2での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_503120.xml	中津	15—4	下河内	
〃	〃	〃	lc_503130.xml	中津	15—3	椎田	
〃	〃	〃	lc_513007.xml	小串	4—2	安岡	
〃	〃	〃	lc_533630.xml	岐阜	15—3	敦賀	
〃	〃	〃	lc_604132.xml	八戸	11—3	陸奥福岡	
〃	〃	〃	lc_604141.xml	八戸	14—2	田子	
〃	〃	〃	lc_604142.xml	八戸	10—4	三戸	
〃	〃	〃	lc_604151.xml	八戸	14—1	金ヶ沢	
〃	〃	〃	lc_604152.xml	八戸	10—3	剣吉	
〃	〃	〃	lc_604160.xml	八戸	13—4	奥瀬	
〃	〃	〃	lc_604161.xml	八戸	13—2	切田	
〃	〃	〃	lc_604162.xml	八戸	9—4	五戸	
〃	〃	〃	lc_604170.xml	八戸	13—3	法量	
〃	〃	〃	lc_604171.xml	八戸	13—1	十和田	
〃	〃	〃	lc_604172.xml	八戸	9—3	犬落瀬	
〃	〃	〃	lc_604173.xml	八戸	9—1	百石	
〃	〃	〃	lc_614027.xml	青森	3—2	東岳	
〃	〃	〃	lc_614036.xml	青森	3—3	茂浦	VERSION1での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_614037.xml	青森	3—1	小湊	
〃	〃	〃	lc_614047.xml	青森	2—2	—	614036の北東側延伸。lc_614036(茂浦)に含めて刊行。
〃	〃	〃	lc_614100.xml	野辺地	16—4	銀南木	
〃	〃	〃	lc_614101.xml	野辺地	16—2	七戸	
〃	〃	〃	lc_614103.xml	野辺地	12—2	浜三沢	
〃	〃	〃	lc_614110.xml	野辺地	16—3	上清水目	
〃	〃	〃	lc_614111.xml	野辺地	16—1	乙供	
〃	〃	〃	lc_614113.xml	野辺地	12—1	六川目	
〃	〃	〃	lc_614120.xml	野辺地	15—4	狩場沢	
〃	〃	〃	lc_614121.xml	野辺地	15—2	野辺地	
〃	〃	〃	lc_614130.xml	野辺地	15—3	清水川	
〃	〃	〃	lc_614161.xml	野辺地	13—2	城ヶ沢	
〃	〃	〃	lc_614171.xml	野辺地	13—1	むつ	
〃	〃	〃	lc_614172.xml	野辺地	9—3	蒲野沢	
〃	〃	〃	lc_624101.xml	尻屋崎	16—2	大畑	
〃	〃	〃	lc_624102.xml	尻屋崎	12—4	入口	
〃	〃	〃	lc_624111.xml	尻屋崎	16—1	木野部	
〃	〃	〃	lc_634037.xml	室蘭	3—3	室蘭	
〃	〃	〃	lc_634047.xml	室蘭	2—2	本輪西	
〃	〃	〃	lc_634056.xml	室蘭	2—3	伊達	
〃	〃	〃	lc_634057.xml	室蘭	2—1	稀府	
〃	〃	〃	lc_634066.xml	室蘭	1—4	洞爺湖温泉	
〃	〃	〃	lc_634067.xml	室蘭	1—2	壮瞥	
〃	〃	〃	lc_634130.xml	室蘭	3—1	—	634037の東側延伸。lc_634037(室蘭)に含めて刊行。
〃	〃	〃	lc_634140.xml	苫小牧	14—4	室蘭東北部	
〃	〃	〃	lc_634150.xml	苫小牧	14—3	鷲別岳	
〃	〃	〃	lc_634151.xml	苫小牧	14—1	登別温泉	
〃	〃	〃	lc_634152.xml	苫小牧	14—2	—	634151の東側延伸。lc_634151(登別温泉)に含めて刊行。

〃	〃	〃	lc_634161.xml	苫小牧	13—2	飛生		
〃	〃	〃	lc_634162.xml	苫小牧	9—4	白老		
〃	〃	〃	lc_634163.xml	苫小牧	9—2	社台		
〃	〃	〃	lc_634171.xml	苫小牧	13—1	徳舜瞥山		
〃	〃	〃	lc_634172.xml	苫小牧	9—3	森野		
〃	〃	〃	lc_634173.xml	苫小牧	9—1	錦岡		
〃	〃	〃	lc_644045.xml	岩内	6—2	銀山		
〃	〃	〃	lc_644046.xml	岩内	2—4	赤井川		
〃	〃	〃	lc_644047.xml	岩内	2—2	阿女鱒岳		
〃	〃	〃	lc_644055.xml	岩内	6—1	然別		
〃	〃	〃	lc_644056.xml	岩内	2—3	仁木		
〃	〃	〃	lc_644057.xml	岩内	2—1	於古発山		
〃	〃	〃	lc_644064.xml	岩内	5—4	両古美山		
〃	〃	〃	lc_644065.xml	岩内	5—2	豊浜		
〃	〃	〃	lc_644066.xml	岩内	1—4	余市		
〃	〃	〃	lc_644067.xml	岩内	1—2	小樽西部		
〃	〃	〃	lc_644075.xml	岩内	5—1	—	644065の北側延伸。lc_644065（豊浜）に含めて刊行。	
〃	〃	〃	lc_644133.xml	札幌	11—1	清田		
〃	〃	〃	lc_644141.xml	札幌	14—2	手稲山		
〃	〃	〃	lc_644150.xml	札幌	14—3	張碓		
〃	〃	〃	lc_644151.xml	札幌	14—1	銭函		
〃	〃	〃	lc_644160.xml	札幌	13—4	小樽東部		
〃	〃	〃	lc_644161.xml	札幌	9—4	—	644151の北側延伸。lc_644151（銭函）に含めて刊行。	

備考　地図の提供開始日　令和８年７月１日

数値地図25000（土地条件）は、オンラインで提供する。

種類	地図情報レベル	実施時期	提供範囲
地理院タイル（数値地図25000（土地条件））	ズームレベル10～16	令和８年	喜屋武岬
〃	〃	〃	久高島
〃	〃	〃	津堅島
〃	〃	〃	宮城島
〃	〃	〃	金武
〃	〃	〃	長崎鼻
〃	〃	〃	蔵宿
〃	〃	〃	鶴崎
〃	〃	〃	家島
〃	〃	〃	坂ノ市
〃	〃	〃	伊良原
〃	〃	〃	志賀島
〃	〃	〃	下河内
〃	〃	〃	椎田
〃	〃	〃	安岡
〃	〃	〃	敦賀
〃	〃	〃	陸奥福岡
〃	〃	〃	田子
〃	〃	〃	戸沢
〃	〃	〃	三金ヶ沢
〃	〃	〃	剣吉
〃	〃	〃	奥瀬
〃	〃	〃	切田
〃	〃	〃	五戸
〃	〃	〃	法量
〃	〃	〃	十和田
〃	〃	〃	犬落瀬
〃	〃	〃	百石
〃	〃	〃	東岳
〃	〃	〃	茂浦
〃	〃	〃	小湊
〃	〃	〃	銀南木
〃	〃	〃	七戸
〃	〃	〃	浜三沢
〃	〃	〃	上清水目
〃	〃	〃	乙供
〃	〃	〃	六川目
〃	〃	〃	狩場沢
〃	〃	〃	野辺地
〃	〃	〃	清水川
〃	〃	〃	城ヶ沢
〃	〃	〃	むつ
〃	〃	〃	蒲野沢
〃	〃	〃	大畑
〃	〃	〃	入口
〃	〃	〃	木野部
〃	〃	〃	本輪西
〃	〃	〃	伊達
〃	〃	〃	稀府
〃	〃	〃	洞爺湖温泉
〃	〃	〃	壮瞥
〃	〃	〃	室蘭
〃	〃	〃	室蘭東北部
〃	〃	〃	鷲別岳
〃	〃	〃	登別温泉
〃	〃	〃	飛生
〃	〃	〃	白老
〃	〃	〃	社台
〃	〃	〃	徳舜瞥山
〃	〃	〃	森野
〃	〃	〃	錦岡
〃	〃	〃	銀山
〃	〃	〃	赤井川
〃	〃	〃	阿女鱒岳
〃	〃	〃	然別
〃	〃	〃	仁木

山発古於	〃	〃	〃
山美古両	〃	〃	〃
浜	〃	〃	〃
市	〃	〃	〃
部西樽小	〃	〃	〃
田	〃	〃	〃
山稲手	〃	〃	〃
碓	〃	〃	〃
函	〃	〃	〃
部東樽小	〃	〃	〃

備考　地図の提供開始日　令和８年７月１日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　キャピタル・パートナーズ証券株式会社
２．本店所在地　東京都千代田区内神田一丁目13番７号四国ビルディング
３．登録番号　関東財務局長（金商）第62号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　令和８年６月12日
６．行政処分の内容
　令和８年６月12日から同年７月11日までの間、新規取得勧誘を伴う外国債券（新興国通貨建て債券に限る）の販売業務の停止。

令和８年６月30日

関東財務局長　後藤　健二

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年５月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビーエイブル　佐藤　順英　福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台551―６　国土交通大臣許可（般・特―03）第24380号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年６月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワイコムテック株式会社　谷田部俊哉　宮城県仙台市青葉区国分町３―６―11アーク仙台ビル702　国土交通大臣許可（般―07）第29583号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号
新潟市中央区上所一丁目１番２４号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　五泉管財株式会社
代表清算人　太　田　　竜
１　決定年月日　令和８年６月１５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第５号
富山市上袋１００番地１アピタ富山店２Ｆ
清算株式会社　株式会社北陸エンタープライズ
代表清算人　星野圭祐
１　決定年月日　令和8年6月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２０２５号
東京都中央区日本橋二丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社ＴＯ
代表清算人　小幡朋弘
１　決定年月日　令和８年６月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００４号
東京都大田区南蒲田三丁目11番７号
清算株式会社　稲岡工業株式会社
１　決定年月日　令和８年６月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号

千葉県市川市市川１丁目２３番２６号
清算株式会社　株式会社ＴＨＥ　ＡＧＥＮＣＹ
代表清算人　田口哲也

１　決定年月日　令和８年６月１０日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の元本の４．21パーセントの金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第３号

群馬県高崎市南大類町５６２番地
清算株式会社　株式会社東日工業
代表清算人　安中伸明

１　決定年月日　令和８年６月16日
２　主文　次の協定を認可する。

協　　定

第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社東日工業（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
(1) 弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1－9－2グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
(2) 弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。
なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。

以　上

（別紙省略）

前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（ヒ）第１号

神戸市西区水谷２－14－27カーサＭ．Ｙ．ＫⅢ103
清算株式会社　株式会社ボールドカンパニー
代表清算人　山中　徳治

１　決定年月日　令和８年６月15日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の０．６６％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

神戸地方裁判所明石支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月三十日

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目九番三―一五一一号　（甲）ＭＭＫ合同会社

代表社員　南舘聡一郎

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目九番三―一五一一号　（乙）有限会社サウス

取締役　南舘聡一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nyk-trading.com/corporate/notice.html

（乙）https://www.nyk-trading.com/corporate/partner/jinzai

令和八年六月三十日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号天王洲オーシャンスクエア九階　（甲）郵船商事株式会社

代表取締役　梅原　慎史

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号天王洲オーシャンスクエア九階　（乙）郵船商事人財サービス株式会社

代表取締役　小豆　文雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　一一七頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　七十九頁（号外第一二〇号）

令和八年六月三十日

東京都品川区東五反田二丁目二二番九号　（甲）エムシーファッション株式会社

代表取締役　幸　晋也

山形県米沢市アルカディア一丁目八〇八番地の九　（乙）株式会社ワールドソーイング

代表取締役　田代　裕二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://peraichi.co.jp/ir/

令和八年六月三十日

東京都港区麻布台一丁目三番一号　（甲）ラクスル株式会社

代表取締役　永見　世央

東京都港区六本木六丁目八―一〇　（乙）株式会社ペライチ

代表取締役　藤本　旬

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都新宿区西新宿七丁目一一番九号パルビゾン八七番館八階　（甲）司法書士法人アレス

社員　川上　泰和

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町六二八番地一フクヤビル八階東室　（乙）司法書士法人いざなみ

社員　吉田　勉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kmkmkm-123.jp/077v9hp/index.html

（乙）https://www.kmkmkm-123.jp/112t1fk/index.html

令和八年六月三十日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号みなとみらいグランドセントラルタワー一四階　（甲）日本酸素ＡＴＩ株式会社

代表取締役　渕上　慶太

東京都多摩市和田二〇〇八番地二　（乙）ＳＡＩＬテクノロジーズ株式会社

代表取締役　小川　康夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十六日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　八十二頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　八十二頁（号外第一三六号）

令和八年六月三十日

京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町二五四番地　（甲）株式会社エイジェックスカンパニーズ

代表取締役　菅井　透

京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町二五四番地　（乙）株式会社Ｓｈａｒｉｎｇ　Ｋｙｏｔｏ

代表取締役　菅井　透

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　三頁

令和八年六月三十日

大阪市西区立売堀二丁目三番一六号　（甲）株式会社山善

代表取締役社長　岸田　貢司

大阪市西区立売堀二丁目三番一六号　（乙）株式会社ＡｔｏＧ１

代表取締役　高千穂利道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和八年六月三十日

香川県高松市鍛冶屋町七番地四

（甲）株式会社　ＭＩＲＡＩＳＥ

代表取締役　福本　剛士

香川県高松市太田上町二八二番地三

（乙）株式会社エアリッシュ

代表取締役　谷　展幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産保有・賃貸・管理・保全事業、総務・経理事業、グループ管理事業、資材調達・購買事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年八月十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　一一八頁（号外第一三〇号）

令和八年六月三十日

山形県山形市鋳物町四〇番地

（甲）株式会社ムラヤマホールディングス

代表取締役　村山　功

山形県山形市鋳物町四〇番地

（乙）株式会社ムラヤマ

代表取締役　村山　功

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月七日

掲載頁　一二八頁（号外第一〇二号）

令和八年六月三十日

奈良市大宮町六丁目三番地の一〇

（甲）プロトンコーポレーション株式会社

代表取締役　倉垣　博和

奈良市大宮町六丁目三番地の一〇

（乙）株式会社菱豊フリーズシステムズ

代表取締役　二宮　一就

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

岩手県盛岡市本宮四丁目三七番二六号

合同会社ドクター・ライフ・サポート

代表社員　宮田　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

茨城県鹿嶋市大字平井一三〇七番地二〇

合同会社ＰＫＹ

代表社員　西村　直晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都江戸川区平井五丁目三八番三号

ＲＥＤ合同会社

代表社員　赤碕　等

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都中央区銀座一丁目二二番一号

ＹＨエステート合同会社

代表社員　長谷川芳樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都板橋区小茂根二丁目五―六アネックス小茂根Ｂ一〇一

藤和空調メンテ合同会社

代表社員　藤川　輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　合同会社ＡＡＳ

代表社員　太田　侑希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目二九番地一〇アンディヴェール一〇一号室

合同会社川上ＥＮＧ

代表社員　川上　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

神奈川県川崎市高津区下作延一丁目一番七号

ＳＷＡＬＬＯＷ合同会社

代表社員　金　洋国

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

名古屋市千種区猫洞通五丁目三〇番地

合同会社ないろカンパニー

代表社員　渡邊　佑二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社木村屋商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

愛知県半田市銀座本町四丁目三五番地

合名会社木村屋商店

代表社員　阿知波慎介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は日越株式会社とします。

効力発生日は令和八年八月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月二十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

山口県下関市秋根本町一丁目七―五　第一坂野ビル一〇二号　日越合同会社

代表社員　チャン・ニャン・ドン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

福岡市南区長丘三丁目八番二号

合同会社オフィス内之倉

代表社員　松隈　由紀

組織変更公告

当法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社菜海ありあけとします。

効力発生日は令和八年八月一日であり、当社の総会の承認決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年六月三十日

佐賀県杵島郡白石町大字深浦七八二番地七

農事組合法人菜海ありあけ

理事　藤田　治喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

宮崎県延岡市北新小路四―二六

合同会社たく

代表社員　山之口拓真

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年六月三十日

宮崎県都城市高城町石山一九六四番地二

農事組合法人萩原養豚生産組合

理事　嶋田　幸基

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月一日予定の株式交換の効力発生日を令和八年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月三十日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

Ｂｏｓｐｏｌｄｅｒ１株式会社

代表取締役　ライアン・ロバート・パトリック

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年八月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月三十日

神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目二八番七号

有限会社ウインファーマ

代表取締役　藤田　勝久

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十月一日に変更いたしましたので公告いたします。

令和八年六月三十日

兵庫県淡路市野島大川七〇

株式会社匠創生

代表取締役　安村　亮彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十頁（号外第八十四号）

令和八年六月三十日

宮城県塩竈市貞山通一丁目六番三八号

ＮＸ仙台塩竈港運株式会社

代表取締役社長　羽毛田　勉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三日であり、株主総会の決議は、令和八年六月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い現在の資本金の額は一千三百万円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　五十五頁（号外第一一四号）

令和八年六月三十日

茨城県水戸市見川五丁目一六二番地の一

有限会社緑川商事

代表取締役　緑川伏久江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月三十日

群馬県高崎市吉井町矢田六七一番地一

ジアス測量設計合同会社

代表社員　青木　宏明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億八〇五〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.sawafuji.co.jp/

令和八年六月三十日

群馬県太田市新田早川町三番地

澤藤電機株式会社

代表取締役　下山　泰樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百三十六万五千円減少し、八千六百六十三万五千円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年八月三日であり、取締役会決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。なお、減資は、会社法第四四七条第三項の規定に基づき、取締役会の決議により実施するものであり、株主総会決議は実施いたしません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内（令和八年七月一日から令和八年七月三十一日まで）にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月三十日

東京都八王子市南浅川町三四二六番地

株式会社うかい

代表取締役　紺野　俊也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九百九十八万七千二百五十円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月三十日

東京都品川区大崎三丁目六番四号

クオリィ株式会社

代表取締役　黒田　容平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を、八千八百九十九万五千百二十六円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/91928/announces

令和八年六月三十日

東京都大田区蒲田五丁目二番七号Ｍｏｏｎｓｈｉｎｙ弐番館三〇一号室

株式会社ｃｏｓｍｏｂｌｏｏｍ

代表取締役　福永　桃子

資本金の額の減少公告

当社は、Ｂ種優先株式の発行により資本金の額が一億八千九百九十九万七千八百七十五円以上となることを条件とし、資本金の額を八千九百九十九万七千八百七十五円減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://yesod.co/announcements

令和八年六月三十日

東京都港区港南二―一五―一品川インターシティＡ棟二二階ＳＰＲＯＵＮＤ内

株式会社イエソド

代表取締役　竹内　秀行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百八十三万五千二百九十四円減少し百十四万七千五十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都渋谷区円山町六番七号

合同会社Ｋ２　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表社員　岸原　正高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　三頁

令和八年六月三十日

東京都千代田区麹町四丁目二番地六

株式会社ＮＰファイナンス

代表取締役　河西　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は令和八年六月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.heian-group.co.jp/company/yamadair.html

令和八年六月三十日

神奈川県平塚市堤町一番二―二号

山大商事株式会社

代表取締役　野原　彰二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月三十日

長野市大字長野東之門町三六七番地

有限会社小菅亭

代表取締役　小菅　志朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　一〇二頁（号外第一三一号）

令和八年六月三十日

名古屋市緑区浦里五丁目二五〇番地

佐久間特殊鋼株式会社

代表取締役　佐久間崇透

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月三十日

熊本市中央区新大江一丁目一九―一〇番地

クレアドール水前寺五〇二号室

アミ・キャピタル株式会社

代表取締役　徐　嵩宜

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、金融商品取引法による有価証券報告書提出済です。

令和八年六月三十日

大阪市中央区上町一丁目三番一号

山喜株式会社

代表取締役社長　野瀬　和良

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億五千万円減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.shinmaywa-shoji.co.jp

令和八年六月三十日

兵庫県西宮市高松町四番八号

新明和商事株式会社

代表取締役　久米　俊樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百四十三万八百四十八円、資本準備金の額を三億二千四百二十六万七千三百四十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月三十日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ビープラッツ株式会社

代表取締役社長　藤田　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を、これらの株式の発行と同時に、当該株式の発行により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を九百三十七万円とすることにいたしました。当該株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の額の減少については、株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額を下回ることはありません。そのため、当該株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の額の減少については、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告の掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年六月三十日

東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第二ビル一Ｆ

株式会社エー・ピーホールディングス

代表取締役会長兼社長　米山　久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二千二百三十八万三十円、資本準備金の額を二十三億六千六百十五万七千五百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月三十日

東京都港区白金台三丁目一六番一三号

株式会社リボミック

代表取締役社長　中村　義一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十九億二千百九十万七千六百六十九円、資本準備金の額を二十五億六千五百九十一万八千七百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月三十日

大阪市中央区北浜一丁目一番一四号

北浜キャピタルパートナーズ株式会社

代表取締役　前田　健晴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十七億七千二百九十七万千三百六十一円、資本準備金の額を五十七億八千四百二十六万八千百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月三十日

徳島県徳島市川内町宮島錦野三七番地の五

Delta-Fly Pharma株式会社

代表取締役　江島　清

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月三十日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

株式会社ＲＥＣＥＰＴＩＯＮＩＳＴ

代表取締役　大宮真里子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

茨城県稲敷市中山字大久保一三〇七番地

筑波工業株式会社

代表取締役　島田　昌利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

東京都中央区新川一丁目二五番四号

日本酒類販売株式会社

代表取締役　倉本　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

神奈川県川崎市川崎区小島町四番三号

成田鉄工株式会社

代表取締役　成田　知央

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

神奈川県大和市上和田二七六一番地

鈴栄運輸株式会社

代表取締役　鈴木　淳一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

静岡県富士市厚原字大石二一〇四番地の一

東洋レヂン株式会社

代表取締役　井出　健太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

静岡県浜松市中央区和合町一九三番地の一

フカヤ株式会社

代表取締役　深谷　充男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

京都市中京区烏丸通竹屋町上ル大倉町二一八番地

株式会社今與

代表取締役　今西　信隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

兵庫県加東市喜田五〇六番地の一

ヤシロコンポジット株式会社

代表取締役　本澤　正人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

香川県坂出市大屋冨町一八二六番地の八

丸善工業株式会社

代表取締役　三谷　朋幹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙山知也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ScorePlus Three S Pte.Ltd.

日本における代表者　髙山　知也

債権申出の公告

当社は、平成九年十月二十七日付で破産手続開始決定により解散し、同破産手続は平成十二年三月十日付で廃止となりましたが、残余財産の清算のため、令和七年十二月十二日、京都地方裁判所（令和七年（ヒ）第三十九号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

京都府城陽市大字市辺小字石原一番地の一二

小山田金糸株式会社

代表清算人　弁護士　宮﨑　純一

連絡先　京都市中京区河原町通二条西入

宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

広島県広島市西区商工センター二丁目一五―一

アスティ・フジ企業年金基金

清算人　宮川　晃幸

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人　伊藤　聡

訂正公告

令和五年八月十日（号外第一六八号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、株主資本「20,744」とあるは「20,727」、利益剰余金「△101」とあるは「△118」、（うち当期純損失）「(26)」とあるは「(43)」、新株予約権「38」とあるは「54」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月六日（号外第一二五号）掲載の第三期決算公告（枠組）中、株主資本「20,740」とあるは「20,699」、利益剰余金「△105」とあるは「△146」、その他利益剰余金「△105」とあるは「△146」、（うち当期純損失）「(3)」とあるは「(28)」、新株予約権「38」とあるは「79」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十日（号外第一三八号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、株主資本「20,734」とあるは「20,668」、利益剰余金「△111」とあるは「△177」、その他利益剰余金「△111」とあるは「△177」、（うち当期純損失）「(5)」とあるは「(30)」、新株予約権「58」とあるは「125」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月三十日

東京都千代田区神田練塀町三番地

エネソルブホールディングス株式会社

（旧商号：サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社）

代表取締役　中川　操

取消公告

令和八年六月二十二日（号外第一三六号）掲載の（甲）株式会社前田商店、（甲）株式会社前田通商に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみ取消します。

令和八年六月三十日

大阪市中央区瓦屋町一丁目一一番四号

株式会社前田商店

代表取締役　前田　要一

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一	四	五～四（終りから）	神戸市中央区海生町１丁目１号　東成ビル４階　法律事務所	神戸市中央区海岸通８番地　神戸ビル７階　あいおい海都法律事務所

（原稿誤り）

令和八年六月十七日掲載の神戸家庭裁判所に係る令和八年（家）第四〇一二四号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中